

仙台市議会議員 菅原正和



【発行人】
仙台市議会議員(若林区)
菅原正和
(会派：自由民主党)

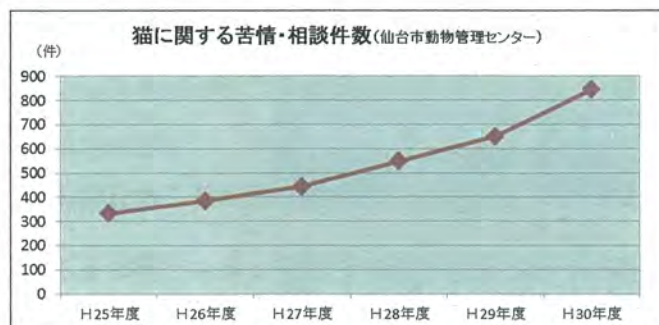
【事務所】
〒984-0827 仙台市若林区南小泉4-9-7
TEL.FAX 286-5908
携帯 090-6685-1067

市政についてのご意見、ご要望いつでも気軽にご相談ください。

■ 議員提案政策条例「仙台市人と猫との共生に関する条例」 自由民主党会派を代表し幹事として条例制定に関わっております!!

1. 条例検討の背景

- 猫は、人間に最も身近な動物の一つであり、家族同様の存在として私達の生活に癒しと潤いを与えてくれます。一方で、繁殖力が強いという特性があり、犬と異なり法律による登録制度がないことから、正確な飼養の実態も不明です。
- 本市においても、近年、屋内飼養されていない飼い猫や飼養放棄された猫が繁殖するなど、不適切な猫の飼い方が「飼い主のいない猫」を発生させ、地域の生活環境に悪影響を及ぼしています。
- これに対し、本市では、平成22年に「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術費用の助成を開始し、平成29年には「仙台市『飼い猫』と『飼い主のいない猫』の適正飼育ガイドライン」を策定するなど、関係団体とも連携して、適正な飼養方法の普及啓発や「飼い主のいない猫」への対策に取り組んできました。
- しかしながら、猫の特性や適正な飼養方法に関する知識不足、「飼い主のいない猫」への対策である「地域猫活動」への理解不足などに起因する問題やトラブルが依然として発生しており、市動物管理センターに寄せられる苦情・相談件数も増加傾向にあります。



▲ 猫に関する苦情・相談件数グラフ

2. 条例検討の経緯

- 上記のような現状を踏まえ、仙台市議会では、市民の快適な生活環境を保持するとともに、「猫が好きな方も苦手な方も猫と共生することができる社会」を実現するため、平成30年3月に議員20名からなる条例検討会議を立ち上げ(後に47名に拡大)、議員提案条例の策定に向けた検討を行ってきました。
- 約1年に及ぶ検討作業を経て、このたび、「(仮称)仙台市人と猫との共生に関する条例」の骨子案を取りまとめたものです。

3. 条例骨子案のポイント

- 飼い猫の適正な飼養(屋内飼養、終生飼養、不妊去勢など)の徹底と、飼い主のいない猫の繁殖制限(地域猫活動、譲渡などの推進)が主眼
- 市・飼い主・事業者の責務と、市民等の理解・協力(努力義務)を規定
- 市の取り組みとして、飼い猫の適正な飼養方法や地域猫活動に関する知識の更なる普及啓発、飼い主のいない猫への対策に関わる市民等への支援などを規定

4. 条例検討の経過

- 平成30年3月 市議会3会派(自由民主党・公明党仙台市議団・市民ファースト仙台)の議員20名により条例検討会議を設置
- 平成30年4月～
平成31年2月 計18回の幹事会のほか、市動物管理センターとの勉強会、宮城大学、食産業学群森本教授の講演、ボランティアやペットショップ社長との意見交換、東京都・和歌山県の動物愛護センター視察などを実施
- 平成31年3月 4会派(日本共産党仙台市議団・社民党仙台市議団・アメニティー仙台・みどりの会)を含む議員27名が加わり、計47名の検討会議に拡大
- 平成31年3月～
平成31年6月 計13回の幹事会を開催し、条例骨子案を取りまとめ

(仮称) 仙台市人と猫との共生に関する条例 骨子案

1. 目的

飼い猫の適正な飼養及び飼い主のいない猫に関する施策等について必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境を保持するとともに、人と猫との共生社会の実現に寄与すること。

2. 定義

● **飼い主**
猫の所有者又は占有者をいう。

● **飼い猫**
飼い主がいる猫をいう。

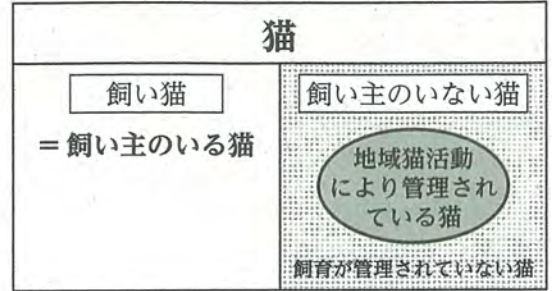
● **地域猫活動**
地域住民の理解の下に、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うとともに、地域住民等の有志により、給餌、給水、排せつ物の処理等、当該飼い主のいない猫の管理を行うことをいう。

● **終生飼養**
猫の飼養を開始した後、当該猫がその命を終えるまで適切に飼養することをいう。

● **事業者**
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 10 条第 1 項の規定による第一種動物取扱業の登録を受けた者のうち、猫の販売を業として営む者をいう。

(占有者の例)
所有者から一時的に猫を預かっている方など。

<本条例における猫の概念図>



3. 責務・役割

(1) 市の責務

● 猫の適正な飼養の普及啓発及び飼い主のいない猫に関する施策を実施すること。

(2) 飼い主の責務

- 周辺的生活環境に悪影響を及ぼすこと又は人に迷惑を及ぼすことがないように、飼い猫の適正な飼養に努めること。
- 飼い猫を屋内において飼養するよう努めること。
- 飼い猫を可能な限りその終生にわたり飼養するとともに、飼養できなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めること。
- 飼い猫がみだりに繁殖して、適正に飼養することが困難となるおそれがある場合には、その繁殖を防止するため、不妊去勢手術その他の必要な措置を講ずるよう努めること。
- 飼い猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするため、名札の装着その他の必要な措置を講ずるよう努めること。
- 飼い猫を日頃からリードや首輪に慣れさせるなど、大規模な災害の発生を想定した飼養に努めること。

(3) 事業者の責務

- 猫の販売又は譲渡を行うに当たり、適正な飼養及び終生飼養について必要な説明を行い、購入者の理解を得るよう努めること。
- 周辺的生活環境に悪影響を及ぼすこと又は人に迷惑を及ぼすことがないように、猫を適正に飼養すること。
- この条例の趣旨を理解し、その目的を達成するために本市が実施する施策に協力するよう努めること。

(4) 市民等（町内会、企業、マンション管理組合、ボランティア等）の理解と協力

- 乳幼児やアレルギー疾患を有する方、猫が苦手な方等に対し、十分に配慮するよう努めること。
- 地域猫活動が飼い主のいない猫を減らしていくための活動であることについて、理解を深めるよう努めること。
- 飼い主のいない猫に対して給餌等を行う場合は、地域猫活動につなげるよう努めるとともに、周辺的生活環境に十分に配慮するよう努めること。
- この条例の趣旨を理解し、その目的を達成するために本市が実施する施策に協力するよう努めること。

(5) 獣医師等の理解と協力

- 市、飼い主、事業者、市民等が責務・役割を果たすために必要な支援、協力その他この条例の目的を達成するために必要な事業の実施に努めること。

4. 市の取り組み

- 市民（飼い主を含む。）に対して、飼い猫の適正な飼養の方法及び地域猫活動等の知識について広く普及啓発を行うこと。
- 多頭飼育の崩壊が発生しないよう、関係部局間での連携や情報共有により早期探知に努め、指導や働きかけを行うこと。
- 事業者に対し、適正な販売に関する指導を行うこと。
- 飼い主のいない猫の譲渡・不妊去勢手術やそのための捕獲・地域猫活動に関わる市民等に対する支援を行うよう努めること。
- 飼い主のいない猫の譲渡の推進に関する事業の実施及び普及啓発を行うこと。
- この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。
- 上記のほか、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施するよう努めること。

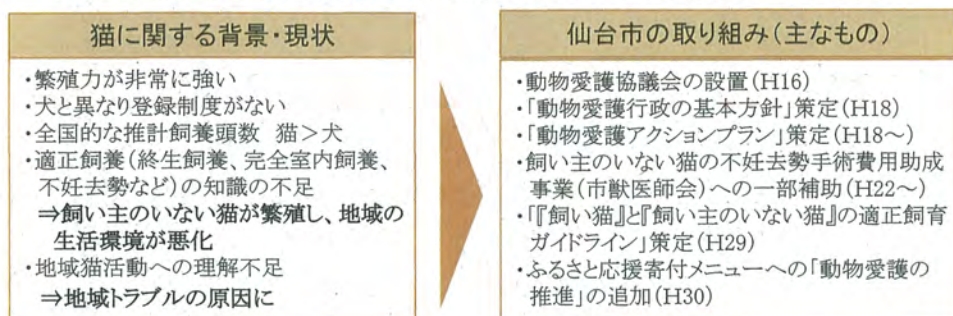
5. 組織

- 飼い猫の適正な飼養及び飼い主のいない猫に関する施策について協議し、当該施策を推進するための組織を設置する。

【参考】実効性の担保

- 動物愛護法や宮城県動物愛護条例において、罰則等が規定されている。

（仮称）仙台市人と猫との共生に関する条例案（イメージ図）



本市の周知不足・市民理解の不足等により、猫をめぐるトラブルや苦情は増加傾向

（仮称）仙台市人と猫との共生に関する条例

○条例のねらい

- 1 猫の特性や適正飼養に関する知識の更なる普及啓発
- 2 飼い主のいない猫の繁殖制限の推進
- 3 地域猫活動の普及啓発やその活動主体に対する支援の拡充

○条例の規定（案）

- ・市、飼い主、販売業者の責務
- ・市民等、獣医師等の役割
- ・市の取り組み
- ・施策推進のための体制

※将来的にはペット全体に対象を広げていくことも想定

- ★飼い猫の適正飼養の順守
- ★飼い主のいない猫の増加防止

猫が好きな人も苦手な人も
猫と共に幸せに暮らすことができる共生社会の実現へ

今後のスケジュール

条例骨子案取りまとめ

条例素案取りまとめ
（5月～6月）

条例上程6月13日
（予定）

第2回定例会へ

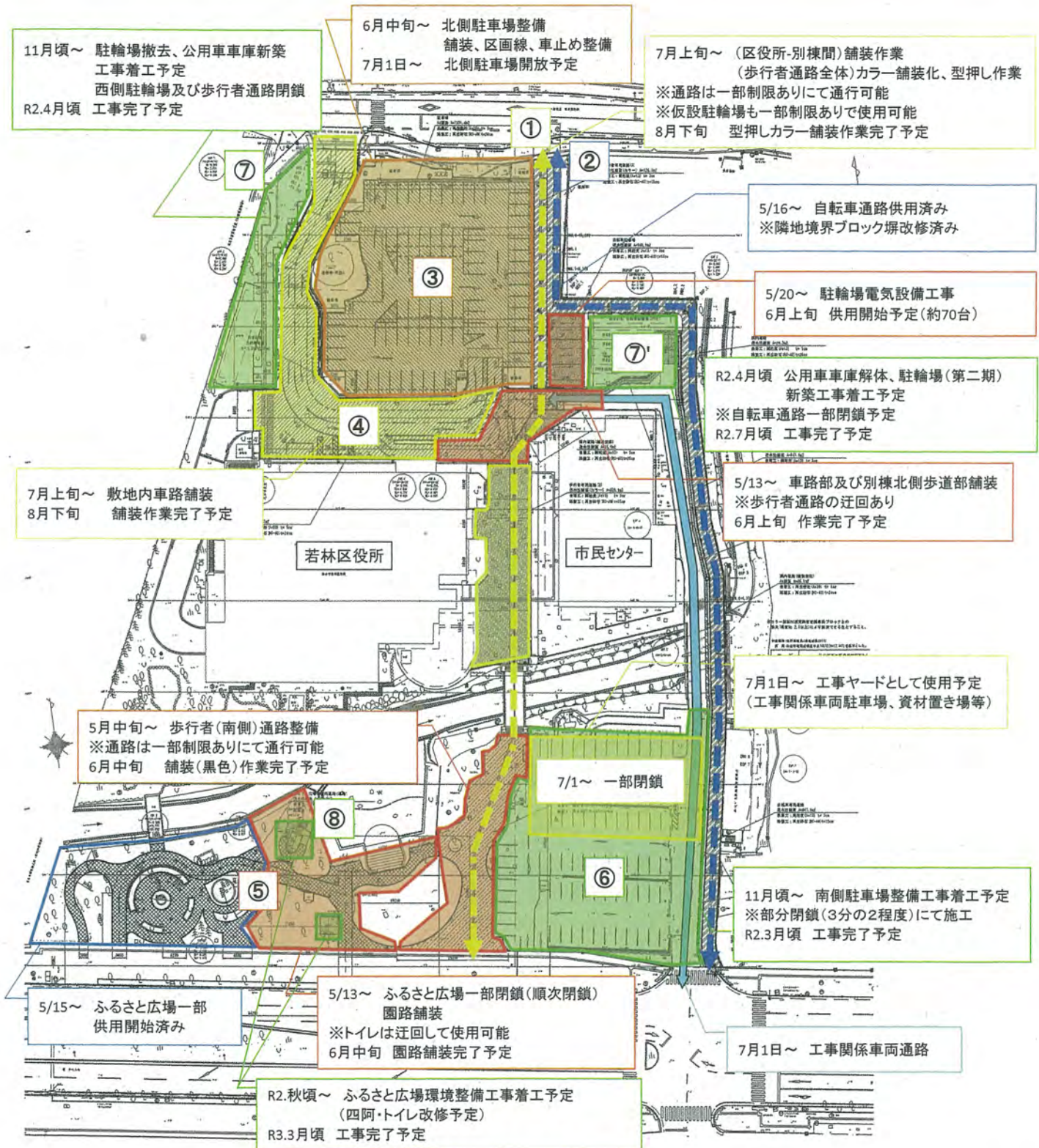
条例骨子案については

- ①パブリックコメント(136件)
- ②仙台市連合町内会長会
正副会長会出席
- ③仙台市獣医師会、ペット販売業界団体、ボランティア団体及び大学教授からのヒアリングを実施
- ④市民説明会
2日間(107名参加)

意見聴取

条例に反映

■ これからの若林区の駐車場計画



■ 菅原正和 ホームページ <http://sugawara-masakazu.com>

■ 菅原正和 Facebook <https://www.facebook.com/masakazu.sugawara.5>

■ 仙台市議会の様子はホームページからご覧いただけます
<http://www.gikai.city.sendai.jp>

■ インターネット議会中継のスマートフォン対応について
録画中継：平成 28年 6月 1日 午前 9時 30分から
生 中 継：平成 28年 第 2回 定例会 から
実施日

※ご注意▶ 動画再生ソフトが、これまでの Windows Media Player から Adobe Flash Player になります